

# 軽度者等における福祉用具貸与の例外給付に関する取扱いについて

平成 28 年 4 月 近江八幡市 介護保険課

## 1. 例外給付の対象となる福祉用具の種目

車いす・車いす付属品、特殊寝台・特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)

## 2. 例外給付の対象となる福祉用具の取り扱い

要支援1、要支援2及び要介護1(以下、「軽度者」という。)の方は、その状態像から見て、上記1の福祉用具の使用が想定しにくいと、原則として介護報酬は算定できないが、厚生労働省の示した状態像に該当する方については例外的に(介護予防)福祉用具貸与(以下、「福祉用具貸与」という。)の給付が認められている。

また、自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)については、軽度者に加え、要介護2及び要介護3(以下、「軽度者等」という。)の方であっても、厚生労働省の示した状態像に該当する方についてのみ例外的に(介護予防)福祉用具貸与の給付が認められている。

したがって、軽度者に対し福祉用具貸与の例外給付を行う際には、ケアマネジャー又は介護予防プラン作成者(以下「ケアマネジャー等」という。)が利用者の状態像及び福祉用具貸与の必要性を慎重に精査し、適切なケアマネジメントを行うことが必要である。

## 3. 例外給付に関する要件

**【1】「厚生労働大臣が定める者」に対応する状態像に該当する者で、直近の認定基本調査項目の結果に該当する者(表1)**

・必要性については、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー等が判断すること。(判断基準が「※」について認定基本調査項目が無い場合、【2】へ)

⇒ **報告手続きが必要**(介護保険法第23条(文書の提出等)に基づき文書の提出を求めるものです。)

○自立支援の観点から、貸与をすることで逆に自立障害につながる場合などは貸与できません。

○特殊寝台の貸与について、寝返りが直接できず、一旦起き上がった後から寝返る人は、寝返りのチェックが「できない」になりますが、起き上がりはつかまればでき、本来寝返りができない人とは異なるため、安易に貸与可とはしないようにお願いします。また、手すりを通常のベッドの横に置くことによって起き上がれる場合も、手すりのレンタルで対応してください。

表1

福祉用具の種目	該当となる状態像	判断基準
車いす・ 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に歩行が困難な者 ② 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	① 認定調査において歩行が「できない」 ② ※
特殊寝台・ 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に起き上がりが困難な者 ② 日常的に寝返りが困難な者	① 認定調査において起き上がりが「できない」 ② 認定調査において寝返りが「できない」
床ずれ防止用具 ・体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	認定調査において寝返りが「できない」
認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 ① 意志の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者  ② 移動において全介助を必要としない者	① 下記のいずれかに該当する者 ・認定調査において意志の伝達が「他者にできる」以外 ・認定調査において認知機能(3群の3-2~3-7)のいずれかが「できない」 ・認定調査において精神・行動障害(4群+3-8,3-9)のいずれかが「ない」以外 ・その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合 ② 認定調査において移動が「全介助」以外
移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 ① 日常的に立ち上がりが困難な者(注:昇降座椅子以外) ② 移動が一部介助又は全介助を必要とする者 ③ 生活環境において段差の解消が必要と認められる者(段差解消機のみ)	① 認定調査において立ち上がりが「できない」 ② 認定調査において移乗が「一部介助」又は「全介助」 ③ ※
自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者 ① 排便が全介助を必要とする者 ② 移乗が全介助を必要とする者	① 認定調査において排便が「全介助」 ② 認定調査において移乗が「全介助」

注：昇降座椅子については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断する。「立ち上がり」は椅子やベッド、車いすに座っている状態からの立ち上がりを評価するものである。昇降座椅子は「床からの昇降」を補助するものであるため、「畳からポータブルトイレへの乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要がある。（H19.3.30付老健局振興課長通知Q&Aより）

※上記の条件を満たしている場合でも、H16老振発第0617001号「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」に基づき、使用が想定しにくい状態像又は要介護度に該当する場合は、自立支援の観点から、その妥当性について十分に検討すること。（本市HPに掲載中）

## （1）報告書等の提出

- ① 軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付に関する報告書（様式第1号 認定調査項目 有）
- ② 居宅（介護予防）サービス計画書
- ③ サービス担当者会議の要点
- ④ 福祉用具の機種が分かるもの（パンフレット・カタログの写し）
- ⑤ 福祉用具サービス計画書〔福祉用具専門相談員作成〕
- ⑥ [移動用リフトの場合]平面図（動線記入）、設置個所写真  
【更新・継続利用・変更】の場合、下記を追加。
- ⑦ モニタリングシート
- ⑧ 福祉用具モニタリングシート〔福祉用具専門相談員作成〕

※原則、貸与開始前に提出すること。

※車いすについては、自走・介助・電動の区分について、選んだ理由を明確にケアプラン等に記載すること。

※特殊寝台については、モーターの区分について、選んだ理由を明確にケアプラン等に記載すること。

（背上げ、膝上げ、高さ調節機能それぞれに必要な理由を明記し、安易に2モーターや3モーターを選択しないように留意すること。）

⇒あくまで例外給付であるため、内容によっては給付適正化の観点から貸与開始が不適切であると指導する場合がありますので、ご留意願います。

## （2）必要性の検証

福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャー等がモニタリング等の手段によって、必ずその必要性を見直し、その結果を記録すること。

なお、事後に、上記の必要性の見直しが適切に行われていなかったことが判明した場合、保険給付の返還対象とする場合もあるのでご注意ください。

あくまで軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なマネジメントのもと運用を行うこと。

## 【2】「厚生労働大臣が定める者」に対応する認定基本調査項目の結果以外の項目に該当する者(表1の判断基準が※)

表1の判断基準が「※」である、車いす・車いす付属品の②及び移動用リフトの③については、該当する認定調査結果がないため、「主治医から得た情報」及び「福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議」などを通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅支援事業者（介護予防支援事業者）が該当すると判断できる。

⇒ **報告手続きが必要**（介護保険法第23条(文書の提出等)に基づき文書の提出を求めるものです。）

○自立支援の観点から、貸与をすることで逆に自立阻害につながる場合などは貸与できません。

### （1）利用者の状態の確認およびアセスメントの実施

- 車いす（自走・介助・電動）・車いす付属品：日常生活範囲における移動の支援が特に認められる者  
次の項目に全て該当している者
  - ① 車いすを利用しないと通院、食材や日用品の買い物ができない場合、又は自宅内であっても日常生活動作の自立のために必ず必要な場合で、週1回以上の利用があること。
  - ② 他の福祉用具で代替できないこと。
  - ③ 普通型電動車いすの場合、運転の支障となるような認知症等による理解力の低下及び、視力・聴力・手指等の障がいが無いこと。
- 移動用リフト（段差解消機のみ）：生活環境において段差の解消が必要と認められる者  
次の項目に全て該当している者
  - ① 屋内の移動もしくは家屋の出入りについて、段差の解消のために段差解消機が必要と認められる場合で、週1回以

上の利用があること。

- ② 他の福祉用具や、住宅改修における段差解消工事や手すり取り付け工事等の他の支援方法では解決できないこと。  
※上記の条件を満たしている場合でも、H16老振発第0617001号「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」に基づき、使用が想定しにくい状態像又は要介護度に該当する場合は、自立支援の観点から、その妥当性について十分に検討すること。(本市HPに掲載中)

## (2) 主治医から得た情報の確認

- ・ 該当する福祉用具の状態像（車いすの場合、日常生活範囲における移動の支援が特に認められる者）に対して、福祉用具の必要性に関する情報を主治医から得て報告書に記載すること。
- ・ 主治医と連携不十分とならないよう留意し、照会・回答内容について必ず記録すること。

## (3) サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントの実施

ケアマネジャー等は、確認した主治医から得た情報を踏まえ、福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントを実施し、その結果、特に福祉用具貸与が必要であると判断した場合、サービス担当者会議の記録とケア（介護予防）プラン（以下、「ケアプラン等」という。）にその内容と医療機関名、医師から得た情報を明記し、報告書（別記様式第2号）等を市に提出すること。

## (4) 報告書等の提出

- ① 軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付に関する報告書（様式第2号 認定調査項目 無）
- ② フェイスシート（利用者基本情報）
- ③ アセスメントシート
- ④ 居宅（介護予防）サービス計画書
- ⑤ サービス担当者会議の要点
- ⑥ 福祉用具の機種が分かるもの（パンフレット・カタログの写し）
- ⑦ 福祉用具サービス計画書 [福祉用具専門相談員作成]
- ⑧ [移動用リフトの場合]平面図（動線記入）、設置個所写真  
【更新・継続利用・変更】の場合、下記を追加。
- ⑨ モニタリングシート
- ⑩ 福祉用具モニタリングシート [福祉用具専門相談員作成]

※原則、貸与開始前に提出すること。

※車いすについては、自走・介助・電動の区分について、選んだ理由を明確にケアプラン等に記載すること。

⇒あくまで例外給付であるため、内容によっては給付適正化の観点から貸与開始が不適切であると指導する場合がありますので、ご留意願います。

## (5) 必要性の検証

福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャー等がモニタリング等の手段によって、必ずその必要性を見直し、その結果を記録すること。

なお、事後に、上記の必要性の見直しが適切に行われていなかったことが判明した場合、保険給付の返還対象とする場合もあるのでご注意ください。

あくまで軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なマネジメントのもと運用を行うこと。

## 【3】【1】及び【2】に該当しない場合でも、下記の(1)及び(2)の要件を満たし、市が書面等確実な方法により確認することができる場合（表2・3）

⇒ 確認依頼手続きが必要

- 自立支援の観点から、貸与をすることで逆に自立阻害につながる場合などは貸与できません。
- 手すりを通常のベッドの横に置くことによって起き上がれる場合は、手すりのレンタルで対応してください。

## (1) 利用者の状態の確認およびアセスメントの実施及び医学的所見の確認

- ① ケアマネジャー等は、利用者の状態像の確認及びアセスメントの実施により、当該利用者の状態が表2に示した i ~ iii の状態像に該当する可能性、及び福祉用具貸与が適当か否かを判断する。

表2

類型	状態像
i	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に表1の「状態像」に該当する者
ii	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に表1の「状態像」に該当するにいたることが確実に見込まれる者
iii	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から表1の「状態像」に該当すると判断できる者

※ 交通事故による骨折等、一時的な状態悪化に関しては、表2の状態像（i）～（iii）に該当しないため、当該事由のみをもつての貸与は例外給付には該当しません。

表3 [具体的な状態像や疾患の事例]

類型	状態像（医学的所見）の例	福祉用具種目例
(i) 頻繁な 状態変動	パーキンソン病で内服加療中の「ON・OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
	重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト (昇降座椅子)
(ii) 急性増悪	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
(iii) 重篤化 回避	脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具及び 体位変換器
	人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要がある、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	移動用リフト (昇降座椅子)

※表3はあくまでも例であり、確認依頼に際しては医学的な所見によって、利用者の該当する状態像（上記表2のi～iii）を判断する。

②ケアマネジャー等は、アセスメントにより福祉用具の貸与が適当と考えた場合、医師の意見（医学的な所見）を照会し、状態像（i）～（iii）のいずれかに該当することを確認します。

※医師の医学的所見の内容について、例外給付の状態像が読み取れない場合は、例外給付の対象外となります。

## (2) サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントの実施

ケアマネジャー等は、確認した医学的な所見を踏まえ、サービス担当者会議の開催等、適切なケアマネジメントを実施し、その結果、特に福祉用具貸与が必要であると判断した場合、サービス担当者会議の記録とケアプラン等にその内容と医療機関名、医師名および医学的な所見を明記し、確認依頼書（別記様式第3号）を作成すること。

※利用者に対し、福祉用具貸与の先使いをしており、確認結果が「不可」であった場合は、費用の全額が自己負担となる等について説明を行い、確認依頼書に同意の署名を得て、市に提出すること。

※車いすについては、自走・介助・電動の区分について、選んだ理由を明確にケアプラン等に記載すること。

※特殊寝台については、モーターの区分について、選んだ理由を明確にケアプラン等に記載すること。

（背上げ、膝上げ、高さ調節機能それぞれに必要な理由を明記し、安易に3モーターを選択しないように留意すること。）

## (3) 確認依頼書等の提出

- ① 軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認依頼書(様式第3号 医学的な所見による判断)
- ② フェイスシート (利用者基本情報)
- ③ アセスメントシート
- ④ 居宅(介護予防)サービス計画書
- ⑤ サービス担当者会議の要点
- ⑥ 医師の医学的所見が確認できる書類
- ⑦ 福祉用具の機種が分かるもの(パンフレット・カタログの写し)
- ⑧ 福祉用具サービス計画書 [福祉用具専門相談員作成]
- ⑨ [移動用リフトの場合]平面図(動線記入)、設置個所写真  
【更新・継続利用・変更】の場合、下記を追加。
- ⑩ モニタリングシート
- ⑪ 福祉用具モニタリングシート [福祉用具専門相談員作成]

※ 原則、貸与開始前に提出すること。

※ 例外給付の有効期間の開始は、確認依頼書を市が受付した日の属する月からとなります。受付日より前の貸与に

については、全額自己負担となりますので、ご注意願います。

- ※ 要介護等認定申請中であっても例外給付が必要な場合は、認定申請日以降の暫定ケアプラン作成にあたり、要介護認定者と同様、主治医の医学的所見及びサービス担当者会議での当該福祉用具の必要性が判断される場合は確認依頼書等の提出は可能であり、暫定の貸与を開始することは可能です。

ただし、認定が確定する前ですので、認定結果が非該当の場合や認定確定前の資格喪失等により保険給付を遡及して受けられなくなることがあることを利用者に説明頂く必要があります。

#### (4) 福祉用具貸与の実施

市での確認手続きが完了しましたら、ケアマネジャー等に連絡しますので、「軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付に関する確認書」を受け取りに来ること。

- ・確認結果が「可」となった福祉用具の種目については貸与開始手続きを進めること。
- ・確認結果が「不可」となった福祉用具の種目については、貸与は認められません。

※先使いをしている場合で、確認結果が「不可」となった場合は全額自己負担となります。

#### (5) 必要性の検証

福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャー等がモニタリング等の手段によって、必ずその必要性を見直し、その結果を記録します。利用者の状態像の変化に応じたモニタリング等の結果、福祉用具の種目の追加が必要であれば、再度確認依頼の手続き等、必要な対応をお願いします。

なお、事後に、上記の必要性の見直しが適切に行われていなかったことが判明した場合、保険給付の返還対象とする場合もあるのでご注意願います。

あくまで軽度者への貸与は原則保険給付対象外であることを踏まえ、適切なマネジメントのもと運用を行うこと。

### 4. 更新・継続利用の報告及び確認依頼が必要な場合

#### 【更新】

- ・要介護等状態区分が改善した場合（要介護1⇒要支援2等）
- ・要介護等状態区分が維持（悪化）した場合は、表4のとおりとする。

表4 要介護等状態区分が 維持（悪化）した場合の【更新】の判断基準

		今 回		
利用状況		【Ⅰ】軽度者 (認定調査項目)	【Ⅱ】軽度者 (認定調査項目無)	【Ⅲ】軽度者 (医学的所見)
前 回	【Ⅰ】軽度者 (認定調査項目)	不要	更新要	更新要
	【Ⅱ】軽度者 (認定調査項目無)	不要	不要	更新要
	【Ⅲ】軽度者 (医学的所見)	不要	不要	不要

#### 【継続利用】

- ・前回、要介護2以上で、今回、要介護1等になり、継続して該当の福祉用具貸与を希望する場合。
- 更新・継続利用とも、提出書類は、モニタリングシート及び福祉用具モニタリングシート [福祉用具専門相談員作成] が追加になるため、漏れの無いように注意すること。

#### 【変更】

- ・福祉用具の種類を重いものへ変更する場合  
例) 特殊寝台の貸与で、2モーターから3モーターへの変更等

### 5. 取り扱い開始日及び現在承認済みの案件について

- ・取り扱い開始日：平成27年 3月2日（月）以降の申請受付分より
- ・現在承認済みの案件については、初回の更新時に申請又は、報告を要する。